

重 要 事 項 説 明 書

		記入年月日	平成 25 年 7 月 1 日
記入者名	青山 大介	所属・職名	サニーライフ大宮 支配人

1. 事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先				
	事業主体の名称	法人の種類	営利法人	
		名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃ かわしまこーぼれーしょん 株式会社 川島コーポレーション	
	事業主体の主たる 事務所の所在地	〒292-1161	千葉県 君津市東猪原 248 番地 2	
	事業主体の連絡先	電話番号	0439-37-3600	
		F A X 番号	0439-37-3603	
		ホームページ	なし	
		アドレス	あり : http://www.sunnylife-group.co.jp	
	事業主体の代表者の 職名及び氏名		職名	代表取締役
			氏名	川島 輝雄
事業主体の設立年月日		平成 2 年 9 月 17 日		

事業主体が埼玉県内で実施する他の介護サービス				
介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞				
訪問介護	あり	なし		
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	サニーライフ埼玉 サニーライフ北与野 サニーライフ越谷 サニーライフ戸田公園 サニーライフ南浦和 サニーライフ東浦和 大宮やわらぎ苑 浦和やわらぎ苑 東川口やわらぎ苑	さいたま市北区宮原町 2-124-7 さいたま市中央区上落合 2-9-11 越谷市赤山町 3-197-1 戸田市本町 2-9-8 さいたま市南区文蔵 3-25-1 さいたま市緑区東浦和 8-1-2 さいたま市大宮区上小町 464 さいたま市浦和区本太 3-4-13 川口市戸塚 2-21-18
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型サービス＞				
定期巡回・随時訪問介護・看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
複合型サービス	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし		
＜居宅介護予防サービス＞				
介護予防訪問介護	あり	なし		
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	サニーライフ埼玉 サニーライフ北与野 サニーライフ越谷 サニーライフ戸田公園 サニーライフ南浦和	さいたま市北区宮原町 2-124-7 さいたま市中央区上落合 2-9-11 越谷市赤山町 3-197-1 戸田市本町 2-9-8 さいたま市南区文蔵 3-25-1

			サニーライフ東浦和 大宮やわらぎ苑 浦和やわらぎ苑 東川口やわらぎ苑	さいたま市緑区東浦和 8-1-2 さいたま市大宮区上小町 464 さいたま市浦和区本太 3-4-13 川口市戸塚 2-21-18
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

2. 施設概要

施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先		
施設の名称	(ふりがな) ゆうりょうろうじんほーむ さにーらいふおおみや 有料老人ホーム サニーライフ大宮	
施設の所在地	〒330-0856	埼玉県さいたま市大宮区三橋 1 丁目 507 番地 2
施設の連絡先	電話番号	048-669-3600
	F A X 番号	048-669-3350
	ホームページ	なし
	アドレス	あり : http://www.sunnylife-group.co.jp
施設の開設年月日		平成 16 年 2 月 1 日
施設の管理者の職名及び氏名	職名	支配人
	氏名	青山 大介
施設までの主な利用交通手段		
J R 大宮駅より約 2.6 k m。大宮西口より西武バス 4 番又は 5 番乗り場より乗車「三橋 1 丁目」バス停で下車。バス停より徒歩 5 分 (約 400m)		
施設の類型及び表示事項	類型：介護付有料老人ホーム（一般型） 居住の権利形態：利用権方式 利用料の支払い方式：月払い方式 入居時の要件：入居時自立・要支援・要介護 介護保険：さいたま市指定介護保険特定施設（一般型特定施設） 介護居室区分：相部屋あり（個室、2 人室） 職員体制：3：1 以上。なお、職員配置基準は非常勤職員を常勤職員に換算する方法で行います。また、常時要介護者 3 人に職員 1 人がお世話するものではありません。	
介護保険事業所番号	さいたま市指定 1176502944	
特定施設入居者生活介護の事業の開始年月日又は開始予定年月日及び指定又は許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合には、その年月日）		
事業の開始（予定）年月日	平成 16 年 5 月 1 日	
指定の年月日	平成 16 年 5 月 1 日	
指定の更新年月日	平成 22 年 5 月 1 日	

3. 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態						
有料老人ホームの人数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人 数
	専従	非専従	専従	非専従		
施設長	1	0	0	0	1	1.0
生活相談員	1	0	0	0	1	1.0
看護職員	4	0	0	0	4	4.0
介護職員	25	0	1	0	26	25.7
機能訓練指導員	1	0	0	0	1	1.0
計画作成担当者	1	0	0	0	1	1.0
栄養士	1	0	0	0	1	1.0
調理員	3	0	1	0	4	3.5
事務員	2	0	0	0	2	2.0
その他従業者	6	0	0	0	6	6.0
1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。						
従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士	0	0	0	0		
介護福祉士	6	0	0	0		
実務者研修	3	0	0	0		
介護職員初任者研修	14	0	1	0		
介護支援専門員	0	0	0	0		
従業者である機能訓練指導員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士	0	0	0	0		
作業療法士	0	0	0	0		
言語聴覚士	0	0	0	0		
看護師及び准看護師	0	0	0	0		
柔道整復士	1	0	0	0		
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0	0		
夜勤を行う看護職員及び介護職員の人数						
人 数	夜勤帯平均人数 (19 : 30 時～翌 7 : 30 時)		最少時人数 (休憩者等を除く)			
看護職員	0		0			
介護職員	3		3			

特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態																																													
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数																																							
	専従	非専従	専従	非専従																																									
生活相談員	1	0	0	0	1	1.0																																							
看護職員	4	0	0	0	4	4.0																																							
介護職員	25	0	1	0	26	25.7																																							
機能訓練指導員	1	0	0	0	1	1.0																																							
計画作成担当者	1	0	0	0	1	1.0																																							
その他従業者	13	0	1	0	14	13.5																																							
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40時間																																							
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。																																													
従業者である介護職員が有している資格 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">延べ人数</th> <th colspan="2">常勤</th> <th colspan="2">非常勤</th> </tr> <tr> <th>専従</th> <th>非専従</th> <th>専従</th> <th>非専従</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>実務者研修</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>介護職員初任者研修</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>							延べ人数	常勤		非常勤		専従	非専従	専従	非専従	社会福祉士	0	0	0	0	介護福祉士	6	0	0	0	実務者研修	3	0	0	0	介護職員初任者研修	14	0	1	0	介護支援専門員	0	0	0	0					
延べ人数	常勤		非常勤																																										
	専従	非専従	専従	非専従																																									
社会福祉士	0	0	0	0																																									
介護福祉士	6	0	0	0																																									
実務者研修	3	0	0	0																																									
介護職員初任者研修	14	0	1	0																																									
介護支援専門員	0	0	0	0																																									
従業者である機能訓練指導員が有している資格 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">延べ人数</th> <th colspan="2">常勤</th> <th colspan="2">非常勤</th> </tr> <tr> <th>専従</th> <th>非専従</th> <th>専従</th> <th>非専従</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理学療法士</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>作業療法士</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>看護師及び准看護師</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>柔道整復士</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>あん摩マッサージ指圧師</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>							延べ人数	常勤		非常勤		専従	非専従	専従	非専従	理学療法士	0	0	0	0	作業療法士	0	0	0	0	言語聴覚士	0	0	0	0	看護師及び准看護師	0	0	0	0	柔道整復士	1	0	0	0	あん摩マッサージ指圧師	0	0	0	0
延べ人数	常勤		非常勤																																										
	専従	非専従	専従	非専従																																									
理学療法士	0	0	0	0																																									
作業療法士	0	0	0	0																																									
言語聴覚士	0	0	0	0																																									
看護師及び准看護師	0	0	0	0																																									
柔道整復士	1	0	0	0																																									
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0	0																																									
管理者の他の職務との兼務の有無					あり	なし																																							
管理者が有している当該業務に係る資格等		なし	あり	資格等の名称																																									
特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護職員及び介護職員の常勤換算方法による人数の割合					3 : 1 以上																																								

従業者の当該介護サービスに係る業務に従事した経験年数等						
	看護職員		介護職員		生活相談員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度 1 年間の採用者数	1	0	5	0	1	0
前年度 1 年間の退職者数	2	0	5	0	1	0
業務に従事した経験年数						
1 年未満の者の人数	1	0	7	0	1	0
1 年以上 3 年未満の者の人数	1	0	4	1	0	0
3 年以上 5 年未満の者の人数	2	0	9	0	0	0
5 年以上 10 年未満の者の人数	0	0	5	0	0	0
10 年以上の者の人数	0	0	0	0	0	0
	機能訓練指導員		計画作成担当者			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
前年度 1 年間の採用者数	0	0	0	0		
前年度 1 年間の退職者数	0	0	0	0		
業務に従事した経験年数						
1 年未満の者の人数	0	0	0	0		
1 年以上 3 年未満の者の人数	0	0	0	0		
3 年以上 5 年未満の者の人数	0	0	0	0		
5 年以上 10 年未満の者の人数	1	0	1	0		
10 年以上の者の人数	0	0	0	0		
従業者の健康診断の実施状況				なし	あり	

4. サービスの内容

施設の運営に関する方針			
・介護保険法の趣旨に従い、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 ・入居者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、サービスの提供に努めるものとする。 ・地域との結びつきを重視し、関係行政との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。 ・事業の運営にあたっては、安定且つ継続的な事業運営に努める。			
介護サービスの内容、利用定員等			
個別機能訓練の実施（介護報酬の加算）の有無		なし	あり
夜間看護体制加算（介護報酬の加算）の有無		なし	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無		なし	あり
利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況		別紙「介護サービス一覧表」	
協力医療機関の名称		①・医療法人社団協友会 東大宮総合病院 ②医療法人明浩会 西大宮病院 ③医療法人三慶会 指扇病院 ④上青木中央 医院	
（協力の内容） ①診療科目：内科・外科・整形形成外科・脳神経外科・耳鼻咽喉科・眼科・泌尿器科・皮膚科・リハビリ科・歯科口腔外科・特診科 所在地：埼玉県さいたま市見沼区東大宮 5-18 距離及び所要時間：約 8 k m、自動車で 30 分 協力内容：入居者の病状の急変等により、入院加療が必要となった時には定員に余裕がある限りこれを受け入れる。通院する際には出来る限りの種々の便宜を図る。 ②診療科目：整形外科・内科・外科・消化器科・脳神経外科・皮膚科・リハビリ科・泌尿器科・リュウマチ科・形成外科・眼科・循環器科・放射線科 所在地：埼玉県さいたま市大宮区三橋 1-1173 距離及び所要時間：約 1.0 k m、自動車で 5 分 協力内容：入居者の受診・治療、入院の協力、他病院の紹介、時間外の受診、治療の受入れ、病状急変時の対応。 ③診療科目：内科・外科・整形外科・脳神経外科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿器科・放射線科・歯科 所在地：埼玉県さいたま市西区平方領領家 983 距離及び所要時間：約 5 k m、自動車で 20 分 協力内容：入居者の受診・治療、入院の協力、他病院の紹介、時間外の受診、治療の受入れ、病状急変時の対応。 ④診療科目：内科・外科・消化器外科・リハビリテーション科・禁煙外来・糖尿外来 所在地：埼玉県川口市上青木 4-2-6 距離及び所要時間：約 14.0 k m、自動車で 40 分 協力内容：入居者の受診・治療、入院の協力、他病院の紹介、時間外の受診、治療の受入れ、病状急変時の対応。訪問診療（月 4 回医師の来館による）			
協力歯科医療機関		なし	あり
		その名称 医療法人社団立靖会ラビット歯科	

(協力の内容)	
⑤ 歯科 (訪問歯科診療)	所在地：埼玉県戸田市新曽 1292-4 距離及び所要時間：約 12.0 km、自動車で 40 分 協力内容：週 1 回歯科医師の来館による。
要介護時における居室の住替えに関する事項	
要介護時に介護を行う場所	
・介護については、入居されている居室において介護致します。	

			入居後に居室を住み替える場合		
			一時介護室へ移る場合		
			判断基準・手続について		
			(その内容)		
			追加的費用の有無	なし	あり
			居室利用権の取扱い		
			(その内容)		
			入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
			従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
			従前居室との仕様の変更		
			便所の変更の有無	なし	あり
			浴室の変更の有無	なし	あり
			洗面所の変更の有無	なし	あり
			台所の変更の有無	なし	あり
			その他の変更の有無	なし	あり
			(その内容)		
			介護居室へ移る場合		
			判断基準・手続について		
			(その内容) ・入居者の健康管理上、居室の移動が必要と認めた時は、医師に所見を求め、これをもとに一定の観察期間を設け、かつ入居者及び入居者の身元引受人の同意を得て、居室の移動を行う場合があります。 ・施設管理運営上又は入居者に介護サービスを提供する上で支障がないと認める時は、入居者の求めに従い居室の移動を行なうことが出来ます。 ・入居者は居室の移動に伴い、現状回復の義務を負うものとします。		
			追加的費用の有無	なし	あり
居室利用権の取扱い					
(その内容)					
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり			
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり			
従前居室との仕様の変更					
便所の変更の有無	なし	あり			
浴室の変更の有無	なし	あり			
洗面所の変更の有無	なし	あり			
台所の変更の有無	なし	あり			
その他の変更の有無	なし	あり			
(その内容)					

	その他 ()	なし	あり
	判断基準・手続について		
	(その内容)		
	追加的費用の有無	なし	あり
	居室利用権の取扱い		
	(その内容)		
	入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
	従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
	従前居室との仕様の変更		
	便所の変更の有無	なし	あり
	浴室の変更の有無	なし	あり
	洗面所の変更の有無	なし	あり
	台所の変更の有無	なし	あり
	その他の変更の有無	なし	あり
	(その内容)		
施設の入居に関する要件			
自立している者を対象	なし	あり	
要支援の者を対象	なし	あり	
要介護の者を対象	なし	あり	
留意事項	概ね 60 歳以上、健康な方及び、日常生活で介護の必要な方。		
契約の解除の内容	◎事業者からの契約解除 1) 入居者が次のいずれかに該当し、且つ、これによって本契約を将来にわたってこれ以上維持することが社会的通念上著しく困難と認められる場合は、事業者は書面にて入居者に通知し、90 日の予告期間をもうけ契約を解除することができる。その際、入居者は事業者に対し弁明する機会が与えられる。 ① 入居契約書に虚偽の記載をする等、不正手段により入居し事業者の求めにもかかわらず、これを訂正しないとき。 ② 故意に居室、その他施設建物、付帯設備、什器設備、構築物及び植栽等を汚損、破損、あるいは滅失したとき。 ③ 施設に対して、みだりに張り紙又は広告掲示を行い、あるいは施設を利用して商行為を行ったとき。 ④ 他の入居者に迷惑となる騒音の発生、あるいは危険物又は悪臭を発する機材、物品の持込、又は保管を行い、事業者の求めにもかかわらず騒音の発生を停止せず、あるいは危険物又は悪臭を発する機材を撤去しないとき。 ⑤ 共有部分を不法に占有し、あるいは物品を頻繁に放置して、事業者の求めに反して撤去しないとき。 ⑥ 施設の再三の警告にもかかわらず頻繁に、居室及び共有施設、敷地の利用方法に関して、その本来の用途に従って、善良な管理者の注意義務をもって利用しないとき。		

	⑦ 施設の承諾なく、居室又は共用施設、若しくは敷地内において動物を飼育したとき。 ⑧ 身元引受人、その家族、あるいは第三者らを居室に同居させたとき。 ⑨ 故意又は過失により居室、その他施設建物、付帯設備、什器設備、構築物及び植栽等を汚損、破損、あるいは滅失させたときに、入居者あるいは入居者の身元引受人らの費用負担において直ちに修繕あるいは賠償をしなかったとき。 ⑩ 居室の全部又は一部を第三者に利用させ、若しくは居室の利用権を譲渡し又は担保の用に供し、あるいは居室を他の入居者の居室と交換したとき。 ⑪ 入居者の日常行動が他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼし、事業者の提供する通常の介護ではこれを防ぐ事ができないとき（但し、認知症あるいは特定の疾病に基づくものであると医師から診断され、医療機関において通院又は入院による治療中である場合は除く）。 2）管理費その他の費用の支払いの遅滞を3ヶ月以上解消しないときは、通知の翌日を起算日とした90日間の予告期間を設けずに契約解除できるものとする。なお、遅滞分は月額利用料の支払い時期に併せて支払うものとする。 ◎入居者からの契約解除 入居者は書面にて事業者へ通知し、通知後30日の予告期間をもうけて、本契約を解除することができる。但し、当該予告期間が経過するも、なお入居者が任意に居室を明け渡さない時は、前項の解除通知は無かったものとみなす。
体験入居の内容	体験入居可能（最長1週間）（一人当たり） 費用は、1日あたり 個室 12,600円 2人室 10,500円 （消費税込・介護保険適用外・食事含む）
入居定員	86名
その他	

入居者の状況						
入居者の人数（報告に関する計画の基準日の前月末日）						
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
6 5 歳未満	0	0	0	0	0	0
6 5 歳以上 7 5 歳未満	1	0	1	0	1	3
7 5 歳以上 8 5 歳未満	2	6	1	5	3	17
8 5 歳以上	6	4	10	18	18	56
	自立	要支援 1	要支援 2			合計
6 5 歳未満	0	0	0	0		0
6 5 歳以上 7 5 歳未満	0	0	0	0		0
7 5 歳以上 8 5 歳未満	0	2	1	0		3
8 5 歳以上	0	0	0	0		0
入居者の平均年齢	86.2 歳					
入居者の男女別人数	男性	26 名		女性	53 名	
入居率（一時的に不在となっている者を含む）					91.8%	
前年度に退去した者の人数						
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
自宅等	0	0	0	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0	0	0	0
医療機関	2	0	0	0	0	2
死亡者	0	2	2	1	5	10
その他	1	0	2	0	0	3
	自立	要支援 1	要支援 2			合計
自宅等	0	0	1	0		1
社会福祉施設	0	0	0	0		0
医療機関	0	0	0	0		0
死亡者	0	0	1	0		1
その他	0	0	0	0		0
入居者の入居期間						
入居期間	6 ヶ月未満	6 ヶ月以上 1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上
入居者数	8	4	35	32	0	0

施設、設備等の状況									
建物の構造	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物					なし	あり		
	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物					なし	あり		
居室の状況	区分			室数	人数	1の居室の床面積			
	一般居室個室	あり	なし			㎡			
	一般居室相部屋	あり	なし			㎡			
						㎡			
						㎡			
	介護居室個室	あり	なし	7 8		13.85～14.32 ㎡			
	介護居室相部屋	あり	なし	4	8	23.69～32.37 ㎡			
					㎡				
一時介護室	あり	なし			㎡				
共用便所の設置数	5	うち男女別の対応が可能な数							
		うち車いす等の対応が可能な数					5		
個室の便所の設置数	3	個室における便所の設置割合							
		うち車いす等の対応が可能な数					3		
浴室の設備状況	浴室の数 1	個浴	大浴槽		特殊浴槽	リフト浴			
			1		1				
その他、浴室の設備に関する事項		1階に設置 面積：44.30 ㎡							
食堂の設備状況		1階に設置（機能訓練室兼用）105.60 ㎡							
入居者等が調理を行う設備状況		なし		あり					
その他、共用施設の設備状況									
なし	あり	(その内容) 健康管理室（1階 15.00 ㎡）・談話コーナー（1階：41.96 ㎡、2階3階4階各：36.32 ㎡）・機能訓練室（食堂兼用）1階105.6 ㎡							
バリアフリーの対応状況									
(その内容) 館内の段差にはスロープを設置する。									
緊急通報装置の設置状況		なし	一部あり	全居室内にあり					
外線電話回線の設置状況		なし	一部あり	全居室内にあり					
テレビ回線の設置状況		なし	一部あり	全居室内にあり					
施設の敷地に関する事項									
敷地の面積		1977.71 ㎡							
事業所を運営する法人が所有		なし	一部あり	あり					
抵当権の設定		なし		あり					
貸借（借地）									
なし	あり	契約期間	始		終				
		契約の自動更新		なし		あり			
施設の建物に関する事項									
建物の構造		鉄筋コンクリート造 地上4階建							
建物の延床面積		3114.59 ㎡							
事業所を運営する法人が所有		なし	一部あり	あり					
抵当権の設定		なし		あり					
貸借（借家）									
なし	あり	契約期間	始	平成15年9月1日	終	平成38年1月16日			
		契約の自動更新		なし		あり			

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況			
事業主体や施設に設置している利用者からの苦情に対応する窓口			
窓口の名称	① サニーライフ大宮 生活相談員 ② サニーライフ東京事務所 お客様相談室		
電話番号	① 048-669-3600 (代表) ② 0120-17-0036 (フリーダイヤル)		
対応している時間	平日	① 8:30～17:30 ② 9:00～17:00	
	土曜	① 8:30～17:30	
	日曜・祝日	① 8:30～17:30	
定休日等	① 無 ② 土・日・祝祭日・年末年始		
上記以外の利用者からの苦情に対応する主な窓口等			
窓口の名称	① 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係 ② さいたま市 保健福祉局 福祉部 介護保険課 ③ さいたま市 大宮区役所 高齢介護課		
電話番号	① 048-824-2568 ② 048-829-1264 ③ 048-646-3068		
対応している時間	平日	①②③ 8:30～17:00	
	土曜	①②③ 無	
	日曜・祝日	①②③ 無	
定休日等	①②③ 土・日・祝日・年末年始		
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応			
損害賠償責任保険の加入状況			
なし	あり	(その内容) 三井住友海上火災保険株式会社 福祉事業者総合賠償責任保険：介護サービス等の提供にあたり、事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、地震・火災・風水害・盗難等及び不慮の事故又は入居者の故意によるもの等を除いて、速やかに損害を賠償します。但し、入居者に重大な過失がある場合には、損害を減ずることがあります。	
その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関すること			
なし	あり	(その内容) 施設で賠償すべき事故が発生した場合、本部において速やかにその対策を検討し、賠償すべき事故と判断したときには所要の措置を講ずるものとする	
サービスの提供内容に関する特色等			
(その内容)			
① [健康管理サービス] 看護師によりバイタルチェックを毎日実施し、健康疫病管理を行い、入居者が罹病、負傷等により治療を必要とするに至った場合には、医療機関との連絡・紹介・受診手続等の協力を行います。			
② [介護サービス] 入居者のADL介護基準に基づき、居室において24時間体制で介護サービスを提供致します。			
③ [食事サービス] 栄養士その他職員を配置して、1日3食の食事を毎日提供いたします。又、治療食等特別食を提供いたします。尚、食堂での喫食を原則とするが、体調不良等で移動困難な場合にあっては、本人の希望、家族の要望、あるいは医師の指示に対応して居室での食事提供及び介助、見守りを行います。			
④ [レクリエーション]			

文化・余暇利用活動、運動・娯楽等のレクリエーションに関する生活支援を行います。				
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等				
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況				
なし	あり	実施した年月日	意見箱の設置：常設	
		当該結果の開示状況	なし	あり
第三者による評価の実施状況				
なし	あり	実施した年月日		
		実施した評価機関の名称		
		当該結果の開示状況	なし	あり

5. 利用料金

利用料の支払い方法	一時金方式	月払い方式	選択方式
敷金	円 (家賃の 月分)		
一時金方式			
一時金及び月単位で支払う利用料			
年齢に応じた金額設定	なし	あり	
要介護状態に応じた金額設定	なし	あり	
料金プラン			
プラン名称	一時金	月額	(内訳)
		計	家賃相当額 介護費用 食費 光熱水費 管理費
※介護保険サービスの自己負担額は含まない。			
算定根拠	家賃相当額		
	介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。	
	食費		
	光熱水費		
	管理費		
	一時金		
一時金の償却に関する事項			
償却開始日の設定	入居日		
初期償却率 (%)			
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額			
権利金等 (※) の額			
(※) 平成 24 年 3 月 31 日までに老人福祉法第 29 条第 1 項の規定により届出がされた施設に限る。			
償却年月数 (想定居住期間)			
契約終了時返還金の算定方法及び返還金の例			
保全措置の実施状況	なし	あり	(保全先)
三月以内の契約終了による返還金について			
三月の起算日	入居日		
契約終了日までの利用期間に係る利用料及び現状回復のための費用の算定方法			
一時金の支払方法			

月払い方式							
月単位で支払う利用料							
年齢に応じた金額設定		なし		あり			
要介護状態に応じた金額設定		なし		あり			
料金プラン							
プラン名称		月額	(内訳)				
		計	家賃相当額	介護費用	食費	光熱水費	管理費
個室	自立～ 要介護 5	149,000 円	85,000 円	—	34,000 円	—	30,000 円
二人 室	自立～ 要介護 5	144,000 円	82,500 円	—	34,000 円	—	27,500 円
なお、自立は上記の他に生活サポート費として月額 35,000 円を頂きます。							
※介護保険サービスの自己負担額は含まない。							
算 定 根 拠	家賃相当額		建物貸主への賃借料、建物維持に係る費用等をベースに近隣家賃相場及び高齢者向け設計による機能性・利便性を勘案し算定。(非課税)				
	介護費用		※介護保険サービスの自己負担額は含まない。				
	食費		1 日 3 食分・おやつ等の食材の仕入原価(食材費)および厨房人件費・厨房設備費・諸経費(基本料金)により算定。食材費(600 円×30 日=18,000 円)、基本料金(16,000 円)。				
	光熱水費		—				
	管理費		共用施設の保守・点検費、修理費、清掃費、衛生費等および管理部門の人件費、事務費により算定。				
一時金方式・月払い方式共通							
介護保険サービスの自己負担額							
内容		※要介護度に応じて介護費用の 1 割を徴収する。					
人員配置が手厚い場合の介護サービス(再掲)				なし		あり	
内容							
利用料		円(月額・日額)					
算定 根拠							
支払い 方法		月単位(日割り計算の有無 あり・なし)					
利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料							
個別的な選択による生活支援サービス				なし		あり	
算定 根拠	サービスの原価と利用者の負担感とのバランス等を考慮しつつ低廉に設定。具体的には別紙「介護サービス等の一覧表」を参照。						
料金改定の手続							
人件費・物価の変動等に基づき運営懇談会の意見を聞いて決定します。							

6. その他

有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		あり	なし
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項			
なし			
あり	(その内容)		

添付書類：「介護サービス等の一覧表」

※ 様

説明年月日 年 月 日

説明者署名 青山 大介

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。